

# 整いつつある法律

シリーズ3

## 職業生活と家庭生活の

### 両立支援に向けて

育児・介護休業法は、少子高齢化という社会構造の中で、労働者の職業生活と家庭生活の両立させ得る社会を築くことを目的として1991年に施行されました。その後、より一層の推進を目指して、2005年4月に改正されました。

主な改正ポイントをまとめてみました。

#### 育児休業制度

改正前 1歳に満たない子

改正後 次の または の場合

には1歳6ヶ月に達するまで

保育所入所を希望しているが、

入所できない

子の養育を行っている配偶者

(もう一人の親)であつて1歳

以降養育する予定であつたも

のが、死亡、負傷、疾病等により

子を養育することが困難にな

つた場合

#### 介護休業制度

改正前 3ヶ月を限度に一人

の対象家族について1回限り

改正後 93日を上限に再び要

介護状態に至つた場合2回目に

降の介護休業ができる。

#### 子の看護休暇制度

新設 小学校就学前の子を養育する労働者は申し出ることにより、1年に5日まで子の看病のために休暇を取得できるようにしました。

また、同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であれば、育児・介護休業の取得対象となることができるようになりました。

事業主は、育児・介護休業や子の看護休暇の申出や取得を理由として労働者に対して、

解雇その他の不利益な取扱い

1ヶ月24時間、1年150時間

を超える時間外労働

深夜(午後10時から午前5時ま

で)の労働

をさせてはいけない、としています。

さらに勤務時間の短縮、転勤に

ついての配慮についても定め

ています。

企業の管理者を対象とした調

査では、育児のための短時間勤務

制度利用状況は、制度はあるが

利用していないが54.6%(平成

18年版男女共同参画白書より)と

いう結果もあります。今後は制度

の充実をはかるとともに、利用し

やすい環境作りが課題となつて

くるでしょう。

郵便はがき

188-0011

50円切手を貼って  
投函してください

西東京市田無町4-15-11

西東京市民会館内

生活文化課男女平等推進係 行

キ  
リ  
ト  
リ  
線

お手数でも回答は

郵便、FAX(042-450-0050)

直接、西東京市民会館2階男女平等推進係、

メール(bunka@city.nishitokyo.lg.jp)

のいずれかの方法で、お願いいたします。

## BOOK紹介

### 「良い子」があぶない 薬物中毒になった若者の生活と意見

竹村登茂子 / 築地書館 / 1,650円(税別)

学歴社会の進行に伴い、増加している子どもたちの周囲の期待に応えようと、自らの感情を押し潰してしまう「よい子主義」。彼らは集団意識の強い日本固有の「集団からおちこぼれてはいけない」という暗黙のプレッシャーによってシンナーや覚醒剤に走る。この本では子どもとその家族の体験談・意見を載せ、「自立と干渉のはざま」で苦しみながらも、「選択」「目的」「周囲の人の存在」...と大切なことと向き合っていく姿が描かれた読み手の胸を打つ一冊。



### 父親の力 母親の力 「イエ」を出て「家」に帰る

河合隼雄 / 講談社 / 838円(税別)

心理学の第一人者である著者が、臨床心理士たちの質問に答えるという形式で、現代日本の家族の問題点について考察。価値観や生活様式の急激な変化の中、さまざまに揺れる家族。その根本は「信頼関係」と著者は言う。豊富な臨床経験からの示唆に富んだ一冊。



### 大人は伝えているか? 次世代を担う子どもたちのために

鈴木一作 / 絵本で子育てセンター / 1,500円(税別)

心がこもった「ありがとう」をいっぱいいわれて育った子は心がこもった「ありがとう」をいえるようになります。そして感謝の気持ちが伝わります。そこに喜び、愛情、意欲、勇気そして幸せの源が生まれます。伝えるとは語るのではなく残すことであり、子供たちに必要なのは大人が手本を示すこと。そんな大切なことがいっぱいあった大人の必読書。

